

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富田林市長 吉村 善美

市町村名 (市町村コード)	大阪府富田林市 (27214)	
地域名 (地域内農業集落名)	甲田地区 (北甲田集落・南甲田集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月20日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の農業上の利用が行われる農用地等面積は3.7haであり、そのうち、2.9haが農用地区域指定を受けている。過去に耕地整理事業の適用があったと思われ、ほとんどの区画が整形地で農道に接続している。別に市街化区域内農地が10haあり、そのうち7.9haが生産緑地指定を受けている。
地区内では水稻を中心に一部野菜が生産されている。
アンケート回答者の約6割が70歳以上である一方、後継者ありが3割弱と将来農業の担い手が不足すると見込まれる。周囲が市街化区域と河川に囲まれた小面積の地域であり、地域として農業振興を図る上で障害となっている。農地のほとんどが自作であるが、野菜栽培の国産認定農業者が耕作している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

可能な限り現在の水稻栽培を主とする営農形態を維持することを目指す。耕作継続が困難になった農地は担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.69 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.69 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.00 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を含む地域農業の担い手へ農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りは、原則として農地中間管理機構を通して行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状の農道水路の維持管理を行うとともに、本地区に導入可能な基盤整備事業について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
耕作の継続が困難な農地について、外部も含め新たな担い手の参入を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、耕作者がいない農地について、農作業委託の活用を図っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

耕作者の高齢化と将来的な担い手確保の見通しが不明確であることに加え、市街化区域に隣接している立地状況から、市街化区域への編入及び農地転用を希望する意見があったため、市都市計画部局の見解を確認する。